

障害福祉サービス重要事項説明書

〈令和 年月日現在〉

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 リベルタ
主たる事業所の所在地	〒606-0944 京都市左京区松ヶ崎御所ノ内町12-9
電話番号	080-9120-0719
代表者（職名・氏名）	代表取締役 大西 翔子
設立年月日	令和3年7月1日

ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問介護 亀仙人
サービスの種類	居宅介護・重度訪問介護・移動支援
事業者の所在地	〒606-0944 京都市左京区松ヶ崎御所ノ内町12-9
電話番号	075-746-3405
事業所番号	居宅介護・重度訪問介護：2610681740 移動支援：2660614427
管理者の氏名	大西 翔子
通常の実業の実施地域	京都市（左京区 北区 右京区 上京区）
営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9：00～18：00
サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	24時間

事業の目的と運営の方針

事業の目的	身体介護・生活援助、身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障がい者に対し、適正な居宅介護、重度訪問介護、移動支援を提供することを目的とします。
-------	---

運営の方針	<p>① 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力の応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>② 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めます。</p> <p>③ 保健・医療・福祉サービスとの連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。</p>
-------	---

提供するサービスの内容

あなたのご家庭に訪問し、身体介護、家事援助、通院介助、重度訪問介護、のサービスを提供します。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	入浴・排せつ・食事・移動、移乗・服薬・起床、就寝等の介護
家事援助	調理・洗濯・掃除・買い物等の家事援助
通院介助	通院時の付き添い介助
重度訪問介護	全身性障害者に対する日常生活全般（介護・家事・見守り・外出等）の支援
移動支援	主に知的障がいの人対象の外出時の支援

事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1名（兼務）
サービス提供責任者	7名
訪問介護員	常勤4名、非常勤6名 (移動支援、常勤4名、非常勤6名)

サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。 サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	大西翔子 池畑洋介 山田芽育 清水朋華 大西琉斗 吉田沙耶 武村直子
--------------	---------------------------------------

利用料金

それぞれのサービスのご利用については、通常9割が介護給付費の支給対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者負担分としてサービスご利用料金の1割をお支払いいただくこととなります。ただし、利用者負担上限月額が決められておりますので、受給者証をご確認ください。また、当事業所は障害福祉サービスに係る地域区分「5級地」に該当するため、総利用単位数に10%を乗じた金額がサービス利用料の総額となります。

支払い方法

利用料は、翌月10日までに1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、末日までに以下の方法によりお支払

いください（口座引き落としの場合は、20日にお引き落としいたします）
なお、入金確認（お支払い）後、領収証を発行します。

お支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	次の口座にお振込みください。 <振込先口座> 京都銀行 円町支店 普通預金口座（口座番号 1082382） 口座名義 株式会社リベルタ 代表取締役 大西翔子
現金払い	当事業所の窓口あるいは、訪問時、お支払いください。
銀行振替	用紙をお渡しいたします

サービスの利用にあたっての留意事項

サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供する場合があります。

訪問介護員の交代

利用者からの交代の申し出 選任された訪問介護員の交代を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

事業者からの訪問介護員の交替 事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。その場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

サービス実施時の留意事項

定められた業務以外の禁止

利用者は定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令は全て事業所が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって、利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

サービス利用の変更・追加

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼動状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示し協議します。

備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

受給者証の確認

受給者証の記載内容に変更があった場合は、すみやかに訪問介護員にお知らせください。また、担当の

訪問介護員等が受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示をお願いすることもあります。

訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたり、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- ③利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④金銭の貸借、管理
- ⑤飲酒、喫煙
- ⑥利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑦その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- ⑧利用者もしくはその家族が運転する車への同乗

虐待防止に関して

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- ①虐待防止に関する責任者を選定及び設置（管理者）
- ②成年後見制度の利用支援
- ③苦情解決体制の整備
- ④虐待の防止のための定期的な研修の実施
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

サービス利用にあたっての禁止事項（利用者・訪問介護員）

- ①暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ③サービス利用中の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること

サービス実施の記録について

サービス実施記録の確認

提供したサービスの実施日時、内容などを記録し、利用者にご確認いただきます。もし内容に間違いがあればご指摘ください。なお、サービス実施記録は、提供日から5年間保存します。

記録や情報の管理・開示について

利用者の記録や情報は、京都市社会福祉協議会情報公開規定に基づいて適切に管理し、利用者の求めに応じてその情報を開示します。なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。

災害時等によるサービスの変更・中止について

天候不順（降雪・台風等）または災害、感染症等によりサービスの実施、継続が困難な場合は訪問を中止、または変更させていただくことがあります。

その場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう関係機関とも連携を図るなどの措置を講じます。

事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに対応するとともに、関係機関に報告することとします。

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに救急車との要請、主治医への連絡等の措置を講じるとも

に、管理者、サービス提供責任者等へ連絡をいたします。

個人情報の取扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

使用目的

事業者が障害者総合支援法に関する法令に従い、サービス利用計画に基づき障害福祉サービス等を円滑に実施するために必要な場合に使用します。

使用にあたっての条件

①個人情報の提供は（１）に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。

②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

個人情報の内容（例示）

①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

②その他の情報

使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の専用窓口でお受けします。

事業所相談窓口	事業所 075-746-3405
受付時間	年中無休
受付担当	大西 翔子

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

当事業所相談窓口	窓口責任者 大西翔子 ご利用時間 9：00～18：00 ご利用方法 電話075-746-3405 面接（当事業所1階相談室）
当法人相談窓口	窓口責任者 大西翔子 ご利用時間 9：00～18：00 ご利用方法 電話080-9120-0719
京都市左京区役所	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 保健福祉センター健康長寿推進課： 075-702-1071 高齢介護保険担当： 075-702-1069 障害保健福祉課： 075-702-1131
京都市北区役所	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 保健福祉センター健康長寿推進課： 075-432-1438 高齢介護保険担当： 075-432-1364 障害保健福祉課： 075-432-1285

京都市上京区役所	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 保健福祉センター健康長寿推進課： 075-441-2872 高齢介護保険担当： 075-441-5106 障害保健福祉課： 075-
京都市右京区役所	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 保健福祉センター健康長寿推進課： 075-861-2177 高齢介護保険担当： 075-861-1416 障害保健福祉課： 075-861-1451
京都府国民健康保険団体連合 会	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-354-9090
障害保健福祉推進室	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-222-4161

説明年月日：令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住 所 京都市左京区松ヶ崎御所ノ内町12-9
事業者（法人）名 株式会社リベルタ
施 設 名 訪問介護 亀仙人

代表者名 大西 翔子 印

説明者 職名 管理者・サービス提供責任者

氏名 大西 翔子 印

私は、サービス提供開始に際し、事業者より上記の重要事項について説明を受け、確認、同意いたしました。

利用者様 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印